

2022 年 2 月 3 日

会員各位

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う
建築物環境衛生管理技術者の選任に関する質疑応答集について（お知らせ）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

過日「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について（令和 3 年 12 月 27 日付）」が、厚生労働省より発出されました。このなかで「改正省令を踏まえた管理技術者の選任の取扱い等に係る詳細については、追って示す予定であること。」とされておりましたが、今般、同省より建築物環境衛生管理技術者の選任に関する質疑応答集が都道府県、保健所設置市、特別区宛に発出されましたので、ご報告いたします。

建築物環境衛生管理技術者の選任に関する規定を改正した背景から、特定建築物の管理技術者の選任方法まで、具体的な Q&A 形式での解説と、フロー図を用いた図解がなされております。また実際に特定建築物の所有者等と建築物環境衛生管理技術者が取り交わす確認書が様式例として添付されております。会員の皆さまにおかれましても、ご確認いただければ幸いです。

なお、本通知は厚生労働省と弊会で数度にわたる協議を行ったうえで発出されたものであり、4 月の施行まで引き続き同省と協議を行って参ることとしておりますので、ご質問等ございましたら下記事務局までご一報をお願いいたします。

敬具

■添付資料（PDF）

建築物衛生法施行令の一部を改正する政令等の公布について

建築物環境衛生管理技術者の選任に関する質疑応答集（Q&A）について

別紙 1 フロー図

別紙 2 様式例

（資料ダウンロード）

https://www.j-bma.or.jp/regularflight/202202_eisei.zip



.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 関内
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp

生食発1227第1号
令和3年12月27日

各
都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長
殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等の
公布について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第347号。以下「改正政令」という。)及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第199号。以下「改正省令」という。)が令和3年12月24日に別添のとおり公布されました。

改正の趣旨等については下記のとおりですので、これらについて十分御了知の上、その施行に遺憾のないようお願いするとともに、関係機関等に対する周知方をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)第4条第1項では、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「特定建築物維持管理権原者」という。)は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)第2条で定める基準(以下「建築物環境衛生管理基準」という。)に従って、当該特定建築物の維持管理をしなければならないとされている。また、法第6条第1項では、特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有するものがあるときは、当該権原を有する者)(以下「特定建築物所有者等」という。)は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第5条で定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者(以下「管理技術者」という。)を選任しなければならないこととされている。

今回の改正は、厚生労働省が令和2年12月に設置した「建築物衛生管理に関する検

討会」における議論を踏まえ、本年7月にとりまとめた「建築物衛生管理に関する検討会報告書」(以下「検討会報告書」という。)の内容に基づき、

- ・ 国際基準等に基づき見直すことが適当とされた建築物環境衛生管理基準の一部を見直すとともに、
- ・ ICTの進展等を踏まえ、管理技術者の選任に関する事項等について見直すものであること。

第2 改正の概要

1 政令関係

- (1) 居室における一酸化炭素の含有率の基準の見直し(改正政令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(以下「政令」という。)第2条第1号イ関係)

建築物環境衛生管理基準のうち、居室における一酸化炭素の含有率の基準について「100万分の10以下」から「100万分の6以下」に見直すとともに、近年の大気中における一酸化炭素の含有率が改善していること等から、特別の事情がある建築物に係る規定を削除することとしたこと。

- (2) 居室における温度の基準の見直し(政令第2条第1号イ関係)

建築物環境衛生管理基準のうち、居室における温度の低温側の基準を「17度」から「18度」に見直すこととしたこと。

2 省令関係

- (1) 一酸化炭素の含有率の特例について(改正省令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第2条関係)

1(1)の特別の事情がある建築物に係る政令の規定の削除に伴い、規則第2条を削除することとしたこと。

- (2) 建築物環境衛生管理技術者の選任について(規則第5条関係)

検討会報告書において、「ICTの進展等により、特定建築物の相互の距離や空気調和設備等の類似性、特定建築物維持管理権原者の同一性等は特定建築物の維持管理に大きな影響を与えないことが確認されたことから、現在の兼任の可否を判断する基準となっている、特定建築物の相互の距離、それぞれの用途、特定用途に供される部分の延べ面積、構造設備、特定建築物維持管理権原者の同一性については、削除することが適当である」とされたこと等を踏まえ、

- ① 一の特定期間建築物の管理技術者が同時に他の特定期間建築物の管理技術者とならないようにしなければならないことを原則とする規定及び二以上の特定期間建築物について一定の要件の下で管理技術者を兼ねることを認める規定について削除することとしたこと。

② 管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることについて、特定建築物所有者等は、

ア 選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならないこと

イ 選任時のみならず、現に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとするときについても、アと同様の確認を行うこと

ウ ア及びイの確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならないことについて、新たに規定したこと。

(3) 帳簿書類について(規則第20条関係)

法第10条において、特定建築物所有者等は、特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならないこととされているところ、(2)②ア及びイによる確認の結果(ウの特定建築物維持管理権原者への意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。)を記載した書面を備えておかなければならないこととしたこと。なお、当該書面の作成及び保存については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条及び第4条並びに厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号)第3条及び別表第一並びに第5条及び別表第二の規定により、規則第20条第1項の規定により特定建築物所有者等が備えておくこととされているその他の帳簿書類と同様に、書面による作成及び保存に代えて電磁的記録による作成及び保存を行うことが可能であること。

第3 施行期日について

改正政令及び改正省令は、令和4年4月1日から施行すること。

第4 その他

- 1 改正省令の施行に伴い、「建築物環境衛生管理技術者の選任について」(平成14年3月26日付け健発第0326015号厚生労働省健康局長通知)は、令和4年3月31日をもって廃止することとする。
- 2 改正省令を踏まえた管理技術者の選任の取扱い等に係る詳細については、追って示す予定であること。

薬生衛発0131第1号
令和4年1月31日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

建築物環境衛生管理技術者の選任に関する質疑応答集(Q&A)について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)における建築物環境衛生管理技術者の選任に関する規定の改正については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」(令和3年12月27日付け生食発1227第1号。以下「公布通知」という。)の第2の2(2)においてお示しするとともに、公布通知の第4の2において、建築物環境衛生管理技術者の選任の取扱い等に係る詳細について追ってお示しする予定である旨お知らせしたところです。

今般、別添のとおり、建築物環境衛生管理技術者の選任に関する質疑応答集(Q&A)を取りまとめましたので、業務の参考にしていただくとともに、貴管内の特定建築物所有者等及び関係団体等に周知いただきますよう、お願いします。

Q&A 一覧

- Q1 管理技術者の選任に関する規定を改正するに至った背景はなにか。..... 1
- Q2 管理技術者の業務とは、具体的にどういったものが該当するのか。..... 2
- Q3 「業務の遂行に支障がない」とは、どういう状況をいうのか。..... 3
- Q4 「業務の遂行に支障がない」と言うことができない事例を、具体的に示してほしい。 4
- Q5 特定建築物所有者等が選任する管理技術者が複数の特定建築物の管理技術者を兼任することとなっても「業務の遂行に支障がないことを確認」する手順について、具体的に示してほしい。..... 4
- Q6 「業務の遂行に支障がないことを確認」する主体はだれか。また、いつ確認する必要があるのか。..... 5
- Q7 維持管理権原者の意見を聴く場合、どのような意見を聴取すればよいのかを具体的に示してほしい。..... 5
- Q8 「業務の遂行に支障がないことを確認」した結果を記載した書面は、いつ作成が必要となり、どのような項目を記載すればよいか。またこの書面の保管方法と保存期限を示してほしい。..... 5
- Q9 今回の制度改正以前から、二棟以上の特定建築物を兼任している管理技術者についても、「業務の遂行に支障がないことを確認」した書面を作成する必要があるのか。..... 6
- Q10 一人の管理技術者が兼任できる特定建築物の棟数に上限はあるのか。..... 6
- Q11 同時に二以上の特定建築物の管理技術者となっても業務の遂行に支障がないことについて、管理技術者を選任する時点で保健所による確認は行われるのか。..... 7
- Q12 一人の管理技術者が複数の特定建築物を兼任した後、いずれかの特定建築物の維持管理状況に問題が発生した場合、どのような対応が必要になるのか。..... 7

Q1 管理技術者の選任に関する規定を改正するに至った背景はなにか。

A1 従前は、特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)(以下「特定建築物所有者等」という。)は、建築物環境衛生管理技術者(以下「管理技術者」という。)の選任に当たって、原則として、一人の管理技術者は同時に二以上の特定建築物の管理技術者にならないようにしなければならないこととしていた。ただし、二以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、特定用途に供される部分の延べ面積、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「維持管理権原者」という。)が同一である場合など、一人の管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者となってもその職務の遂行に当たって特に支障がないときは、管理技術者を兼任することが認められていた。

今般、建築物衛生管理に関する検討会報告書(令和3年7月公表。以下「報告書」という。)において、「ICTの進展等により、特定建築物の相互の距離や空気調和設備等の類似性、維持管理権原者の同一性等は特定建築物の維持管理に大きな影響を与えないことが確認されたことから、現在の兼任の可否を判断する基準となっている、特定建築物の相互の距離、それぞれの用途、特定用途に供される部分の延べ面積、構造設備、維持管理権原者の同一性については、削除することが適当である」とされたことを踏まえ、

- ・ 一人の管理技術者が同時に他の特定建築物の管理技術者にならないという原則
- ・ 二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることができる場合を限定的に認める規定について削除し、その代わりに、
- ・ 特定建築物所有者等は、選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任することとなるとき、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならないこと
- ・ 特定建築物所有者等は、現に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとするときについても同様に、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならないこと

を新たに規定したものである。

Q2 管理技術者の業務とは、具体的にどういったものが該当するのか。

A2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)第6条第1項において、特定建築物所有者等は、特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、管理技術者を選任しなければならないと規定しており、その監督の範囲は、「管理基準に従って維持管理がなされているかどうかのほか、照明その他当該特定建築物の環境衛生上の維持管理に関することがらが含まれること。」(昭和46年3月11日環衛第44号厚生省環境衛生局長通知)とされている。

以上を踏まえ、管理技術者の業務を具体的に示すと、以下のとおりである。なお、これらの業務は代表的なものを列挙したものであり、特定建築物の用途等に応じて、追加の業務も考えられる。また、特定建築物所有者等は管理技術者に対し、これらの業務を行うために必要な権原を与えることが求められる。

① 管理計画の策定、立案への参画

- ・法令、技術的な根拠、特定建築物の特性、使用者・利用者の要望等も踏まえた上で、日常及び定期(週間・月間・年間など)の計画を策定する。
- ・保全管理業務部門が策定する中長期の改修・設備の更新計画立案に参画する。

② 業務実施の監督と実態の把握

- ・管理計画に基づいた業務の進行管理と監督、建築物環境の実態や特性などを把握する。
- ・設備管理業務や清掃・衛生管理業務等を専門業者に委託している場合は、当該専門業者との緊密な連絡・協力体制を構築する。
- ・保健所が実施する立入検査等に立ち会う。

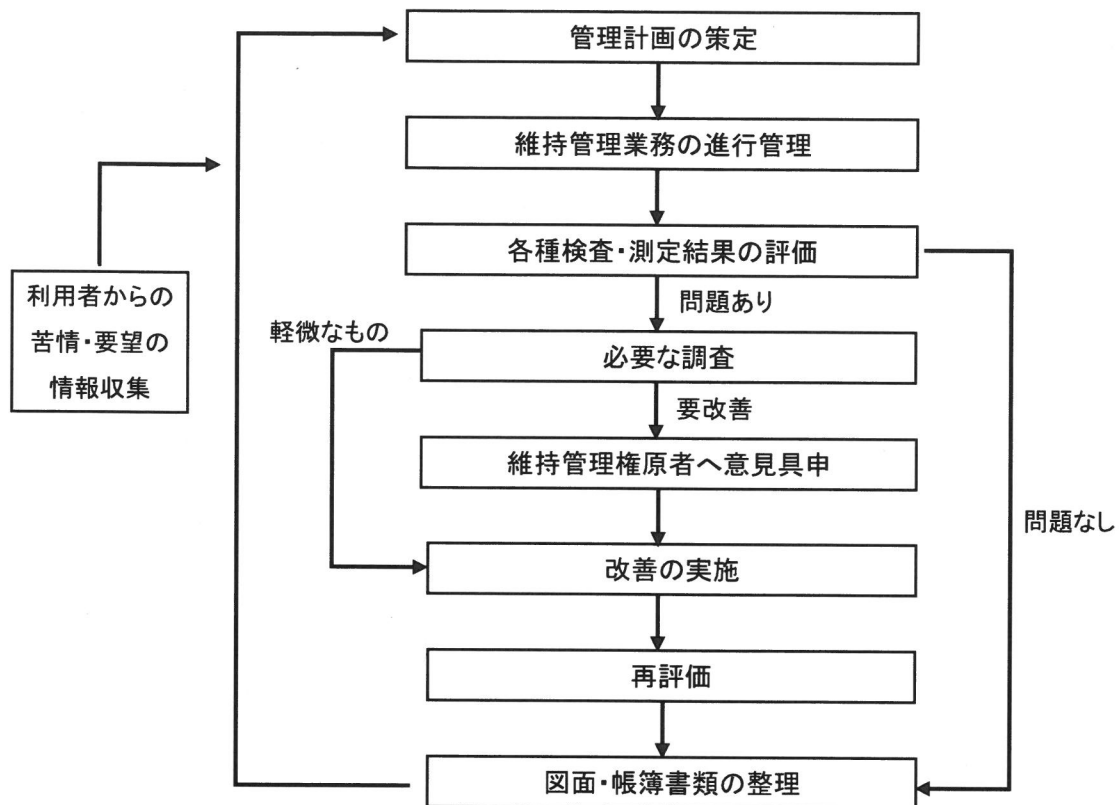
③ 測定、検査、点検等による環境状況の把握と改善

- ・空気環境や飲料水の水質などの測定や検査、各種の設備点検結果について、法令で定める基準等を満たしているかの確認、判断及び評価を行い、問題が生じている場合、原因の特定を行う。
- ・原因が特定された場合は、改善策の企画立案を行い、必要に応じて、維持管理権原者等へ意見を申し出る。
- ・改善が終了した後は、改善確認の測定・検査を行い、問題点が改善したことを確認し、結果を維持管理権原者等に報告する。

④ 帳簿書類、設備に関する図面等の整備

- ・年間管理計画や定期的に実施する空気環境測定結果等の整理及び保存等を行う。

(参考)建築物環境衛生管理技術者の業務フロー



Q3 「業務の遂行に支障がない」とは、どういう状況をいうのか。

A3 管理技術者の業務はQ2のとおりであり、「業務の遂行に支障がない」とは、特定建築物所有者等から管理技術者に対し、これらの業務を行うために必要な権原が付与され、かつ管理技術者がこれらの業務を確実に遂行することにより、当該特定建築物が建築物環境衛生管理基準に従って適正に維持管理されている状況をいう。

なお、報告書において、「職務の遂行に支障がない」とは、建築物環境衛生管理基準に従って特定建築物の維持管理をしていることを意味する。よって、例えば空気環境の調整が建築物環境衛生管理基準に従って適正に維持管理されていない特定建築物の管理技術者は、「職務の遂行に支障がない」とはいえず、同時に他の特定建築物を兼務することは適当ではない。」とされているので、参考とされたい。

Q4 「業務の遂行に支障がない」と言うことができない事例を、具体的に示してほしい。

A4 例えば、以下のような場合が想定されるが、これに限らず、Q3に記載した状況が確認出来ない場合は、「業務の遂行に支障がない」と言うことはできないと考えられる。

- ・ ある特定建築物の管理技術者に選任されようとする者が既に別の特定建築物の管理技術者に選任されている場合であって、当該者が、既に管理技術者に選任されている特定建築物が、建築物環境衛生管理基準に従って適正に維持管理されていない場合
- ・ ある特定建築物の管理技術者に選任されようとする者が既に別の特定建築物の管理技術者に選任されている場合であって、当該者が、既に管理技術者として選任されている特定建築物の特定建築物所有者等から常駐を求められており、新たに別の特定建築物の管理技術者として従事する時間が確保できない場合
- ・ 管理技術者がビルメンテナンス会社と雇用契約を締結しており、既に選任されている特定建築物の特定建築物所有者等から常駐を求められていないものの、管理技術者以外の業務に従事する時間、当該管理技術者の所定労働時間等を勘案すると、新たに別の特定建築物の管理技術者として従事する時間が確保できないと考えられる場合
- ・ ある特定建築物の管理技術者として選任されている者が新たに他の特定建築物の管理技術者を兼任しようとしている場合であって、新たに当該者を管理技術者として選任しようとする特定建築物所有者等から既に当該者を管理技術者として選任している特定建築物所有者等に対し、管理技術者として従事する時間が妥当であると判断するために必要な情報(住所、用途、構造設備、延べ面積、建築物衛生管理に関するICT等の導入状況等)が示されない場合

Q5 特定建築物所有者等が選任する管理技術者が複数の特定建築物の管理技術者を兼任することとなっても「業務の遂行に支障がないことを確認」する手順について、具体的に示してほしい。

A5

- ・ 既に他の特定建築物の管理技術者に選任されている者を自らの特定建築物の管理技術者に選任しようとする場合など、選任しようとする者が同時に二棟以上の特定建築物の管理技術者となる時
- ・ 既に選任している管理技術者が新たに他の特定建築物の管理技術者を兼任しようとする時

は、それぞれの特定建築物所有者等において、それぞれの特定建築物の維持管理について「業務の遂行に支障がないことを確認」する必要があるが、具体的な確認方法として

は、例えば、別紙1の手順に従うことが考えられる。

Q6 「業務の遂行に支障がないことを確認」する主体はだれか。また、いつ確認する必要があるのか。

A6 管理技術者を選任する義務を負う者は特定建築物所有者等であることから、「業務の遂行に支障がないことを確認」する主体は特定建築物所有者等である。また、「業務の遂行に支障がないこと」の確認は、

- ・新たに管理技術者として選任しようとする者が同時に二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任することとなるとき
- ・既に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼任することとなるとき

のいずれ場合にも行う必要がある。このため、特定建築物所有者等は、管理技術者から兼任についての申し出を待つのではなく、管理技術者に対し、定期的に兼任状況に変更がない旨を確認することが望ましい。

Q7 維持管理権原者の意見を聴く場合、どのような意見を聴取すればよいのかを具体的に示してほしい。

A7 新たに選任されようとする特定建築物と現在選任されている特定建築物との相互の距離、それぞれの用途、構造設備、延べ面積、建築物衛生管理に関するICT等の導入状況、それぞれの特定建築物における管理技術者として従事する時間、現在選任されている特定建築物の直近の維持管理状況(保健所の指摘等の有無等)等を勘案し、二以上の特定建築物の管理技術者として、業務の遂行に支障がないか等について、維持管理権原者の意見を聴取することが考えられる。

Q8 「業務の遂行に支障がないことを確認」した結果を記載した書面は、いつ作成が必要となり、どのような項目を記載すればよいか。またこの書面の保管方法と保存期限を示してほしい。

A8 Q6のとおり、特定建築物所有者等は、

- ・ 新たに管理技術者として選任しようとする者が同時に二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任することとなるとき、
- ・ 既に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼任することとなるとき

のそれぞれのタイミングにおいて、「業務の遂行に支障がないことを確認」した結果を記載した書面を作成・保存する必要がある、当該書面には以下(1)から(7)の項目を記載することが望ましい(別紙2の様式例を参照)。なお、当該書面は、当該管理技術者を選任して

いる間は保管する必要がある、また、他の帳簿書類と同様、紙媒体に限らず電磁的記録に保存することも差し支えない。また、当該書面の保管する際には、Q5において、当該管理技術者を選任している（選任しようとする）他の特定建築物所有者等から提供される書面を添付したうえで保管することが望ましい。

(1) 特定建築物所有者等の氏名

(2) 書面を作成した年月日

(3) 管理技術者の氏名、住所及び免状番号

(4) 選任される特定建築物の名称、所在場所、選任される年月日

(5) 選任される特定建築物ごとの管理技術者として従事する時間（当該特定建築物への移動時間も含む。）

（※ 当該時間は、それぞれの特定建築物の用途、構造設備、延べ面積、建築物衛生管理に関するICT等の導入状況等を勘案して妥当であるかを判断すること。）

(6) 管理技術者以外の業務がある場合は当該業務に従事する時間

(7) 特定建築物所有者等以外に維持管理権原者がある場合は、当該維持管理権原者の氏名及び意見を聴取した年月日

（※維持管理権原者の意見は本書面とは別に作成し、必ず本書面と一緒に保存すること。）

Q9 今回の制度改正以前から、二棟以上の特定建築物を兼任している管理技術者についても、「業務の遂行に支障がないことを確認」した書面を作成する必要があるのか。

A9 今回の制度改正以前においては、二棟以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、特定用途に供される部分の延べ面積、維持管理権原者が同一である場合など、一人の管理技術者が二棟以上の特定建築物の管理技術者となってもその職務の遂行に当たって特に支障がないときは、管理技術者を兼任することが認められていたものであることから、今回の改正に伴って「業務の遂行に支障がないことを確認」した書面を改めて作成する必要はないが、選任している管理技術者が新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとする場合には、当該書面を作成することとなる。

Q10 一人の管理技術者が兼任できる特定建築物の棟数に上限はあるのか。

A10 当該管理技術者を選任している（選任しようとする）特定建築物所有者等が、それぞれの特定建築物の維持管理について当該管理技術者が「業務の遂行に支障がないことを確認」できる場合は、一人の管理技術者が兼任できる特定建築物の棟数の制限はないが、Q3に記載した状況を担保できる棟数を超える特定建築物の管理技術者を兼任することは適当ではない。特定建築物所有者等（特定建築物所有者等以外に維持管理権原者がある場合は、当該維持管理権原者）は、法第4条第1項において、建築物環境衛生管

理基準に従って特定建築物の維持管理をしなければならないこととされていることを踏まえ、一人の管理技術者がQ3に記載した状況を担保できる棟数を超過して兼任することのないよう、注意する必要がある。

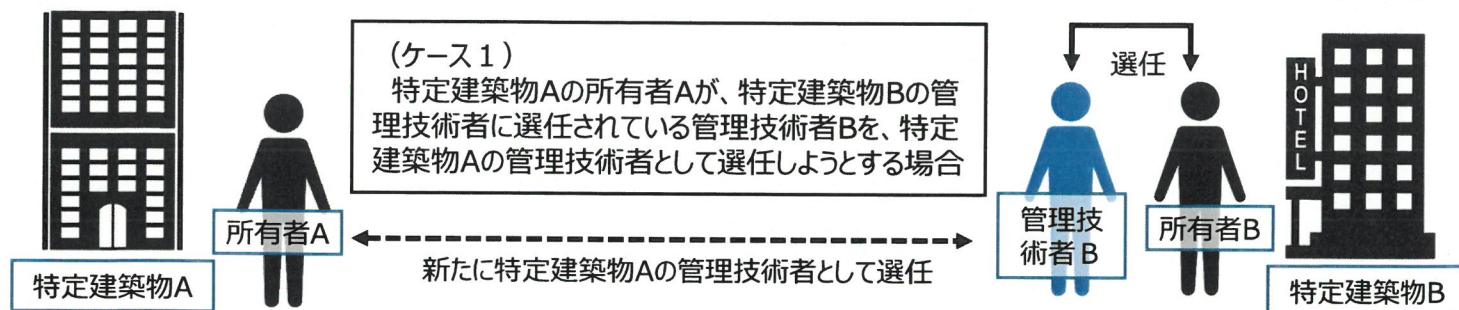
Q11 同時に二以上の特定建築物の管理技術者となっても業務の遂行に支障がないことについて、管理技術者を選任する時点で保健所による確認は行われるのか。

A11 Q6のとおり、管理技術者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任しても業務の遂行に支障がないことを確認する主体は特定建築物所有者等であるが、特定建築物所有者等は、法第5条に基づく都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては市長又は区長。以下同じ。)への届出において、当該特定建築物の管理技術者が他の特定建築物を兼任している場合は、当該特定建築物の名称及び所在地について届け出る必要がある。

また、Q8のとおり、特定建築物所有者等は、管理技術者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任しても業務の遂行に支障がないことの確認結果を記載した書面を備えておくことが必要となり、都道府県知事は、特定建築物への立入検査等を行う場合には、当該書面のほか、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃並びにねずみ等の防除の状況(測定又は検査の結果並びに当該措置に関する設備の点検及び整備の状況を含む。)を記載した帳簿書類等も確認したうえで、当該特定建築物について環境衛生上必要な指導等を行うこととなる。

Q12 一人の管理技術者が複数の特定建築物を兼任した後、いずれかの特定建築物の維持管理状況に問題が発生した場合、どのような対応が必要になるのか。

A12 管理技術者が二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任することとなった後、当該管理技術者が選任されている特定建築物において環境衛生上の問題が発生した場合は、当該管理技術者の業務の遂行に支障が生じている可能性があり、管理技術者の職務が「特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督」することであることに鑑みれば、引き続き当該二棟以上の特定建築物の管理技術者を兼任することは適当ではないと考えられ、保健所の指摘等に適切に御対応いただくことになる。

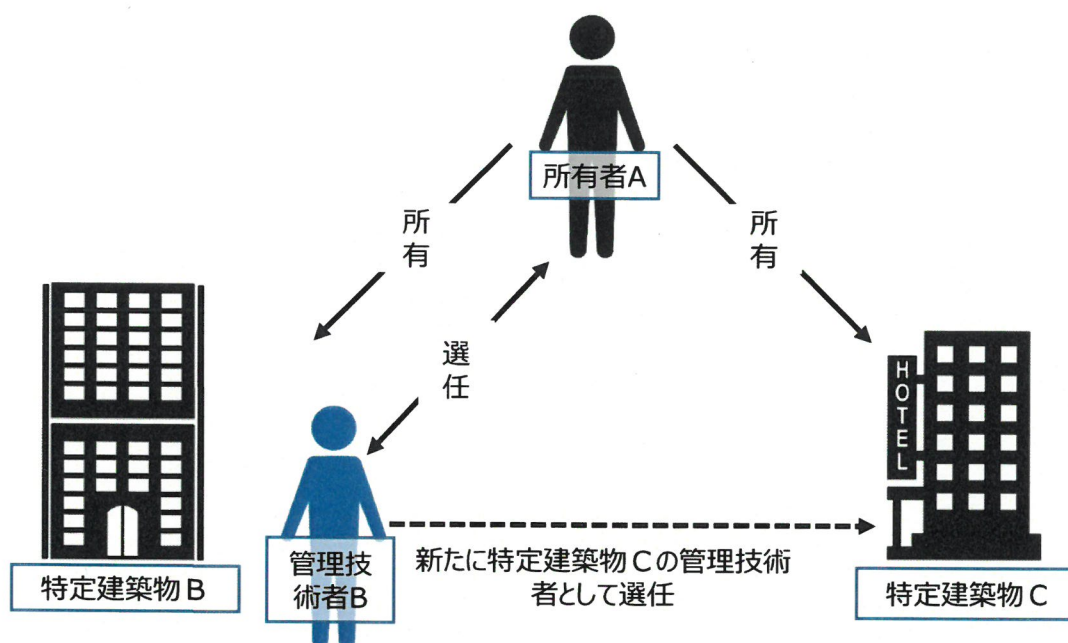


則：改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）

- 1 所有者Aは、管理技術者Bに対し、以下の情報を提供する。
 - ・ 特定建築物Aの基本的な情報（住所、用途、構造設備、延べ面積等）
 - ・ 特定建築物Aの管理技術者として従事するのに要する時間 等
- 2 管理技術者Bは、①の情報を添えて、所有者Bに兼任の申し出を行う。
- 3 所有者Bは、②の情報、特定建築物Bの維持管理状況及び特定建築物Bの管理技術者として従事するのに要する時間等を勘案し、管理技術者Bが新たに特定建築物Aの管理技術者となっても、特定建築物Bの管理技術者の業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことが確認できた場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成する（則第20条第1項第3号）。
 - ※1 所有者B以外に維持管理権原者がいる場合、上記の情報を当該維持管理権原者に提供した上で「特定建築物Bの管理技術者としての業務に支障がないか」について意見を聴取する（則第5条第4項）。
 - ※2 管理技術者が管理技術者以外の業務もある場合、当該業務に従事する時間も勘案する必要がある。
- 4 所有者Bは、③で作成した書面の写しを管理技術者Bに手交する。
- 5 管理技術者Bは、所有者Aに④の書面を提供する。
- 6 所有者Aは、⑤の情報及び特定建築物Aの維持管理状況等を勘案し、特定建築物Aの管理技術者となっても、業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことが確認でき、管理技術者Bを選任することとした場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成する（則第20条第1項第3号）。
 - ※確認書の作成にあたっての留意点は、③の場合と同様であること。
- 7 所有者Aは、⑥で作成した書面の写しを管理技術者Bに手交する。
- 8 管理技術者Bは、所有者Bに⑦の書面を提供する。
- 9 所有者Aは管理技術者の選任届を、所有者Bは特定建築物変更届を、それぞれ所轄の保健所に提出する。
- 10 所有者Aは、⑥で作成した「確認書」を保存する。このとき、当該確認書を作成する際に維持管理権原者の意見を聴取している場合は、当該意見聴取した結果も併せて保存すること（則第20条第1項第3号）。また、⑤で所有者Bより提供された書面と併せて保存することが望ましい。
 所有者Bは、③で作成した「確認書」を保存する。このとき、当該確認書を作成する際に維持管理権原者の意見を聴取している場合は、当該意見聴取した結果も併せて保存すること（則第20条第1項第3号）。このとき、⑧で所有者Aより提供された書面と併せて保存することが望ましい。

(ケース2)

所有者Aが特定建築物Bの管理技術者として現に選任している管理技術者Bを、自らが所有する別の特定建築物Cの管理技術者として、新たに選任しようとする場合



1

所有者Aは、

- ・ 特定建築物B及び特定建築物Cの維持管理状況
- ・ 特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者として従事するのに要する時間

等を勘案し、管理技術者Bが新たに特定建築物Cの管理技術者となっても、特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者の業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことを確認できた場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成・保存する（則第20条第1項第3号）。

※1 所有者A以外に維持管理権原者がいる場合、上記の情報を当該維持管理権原者を提供した上で「特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者としての業務に支障がないか」について意見を聴取し、その意見は、所有者Aが作成する書面と一緒に保存すること（則第5条第4項、20条第1項第3号）。

※2 管理技術者が管理技術者以外の業務もある場合、当該業務に従事する時間も勘案する必要があること。

2

所有者Aは、①で作成した書面の写しを管理技術者Bに手交する。

3

所有者Aは特定建築物Bの変更届及び特定建築物Cの管理技術者の選任届を、それぞれ所轄の保健所に提出する。

確認書

(※赤字は記入例)

1 建築物環境衛生管理技術者の情報

(氏名)	(免状番号)
(住所)	
建築物環境衛生管理技術者以外の業務がある場合は、その業務に従事する時間	※(例)週〇日

2 所有している特定建築物の情報

①名称、所在地、選任年月日及び当該特定建築物の維持管理状況	※(例) 〇〇ビル (東京都千代田区〇-〇) (選任年月日) 令和〇年〇月〇日 (維持管理状況) 良好
①の特定建築物における建築物環境衛生管理技術者として従事する時間	※(例)週〇日
②名称、所在地、選任年月日及び当該特定建築物の維持管理状況	※二棟以上の所有している特定建築物に選任している場合は、本欄に記載する。
②の特定建築物における建築物環境衛生管理技術者として従事する時間	

3 所有していない他の特定建築物の情報

(1) 現在選任されている他の特定建築物

名称、所在地及び選任年月日	※(例) ▲▲ビル (東京都港区〇-〇) (選任年月日) 令和〇年〇月〇日
上記の特定建築物における建築物環境衛生管理技術者として従事する時間	※(例)週〇日

※他の特定建築物所有者等から提供された情報は、本書面と一緒に保存すること((2)の特定建築物についても同様。)

(2) 新たに選任を受ける他の特定建築物

名称、所在地及び選任される年月日	※(例) ●●ビル (東京都千代田区●-●) (選任される年月日) 令和〇年〇月〇日
上記の特定建築物における建築物環境衛生管理技術者として従事する時間	※(例)週〇日

4 特定建築物維持管理権原者の意見聴取の有無 (有・無)

特定建築物維持管理権原者の氏名		意見聴取した年月日	
-----------------	--	-----------	--

※特定建築物維持管理権原者がいない場合は、欄外の「無」に○を記載する。
※特定建築物維持管理権原者の意見は本書面とは別に作成し、本書面と一緒に保存すること。

上記の建築物環境衛生管理技術者が、業務の遂行に支障がないことを確認した。

令和 年 月 日
(特定建築物所有者等氏名)〇〇 〇〇

令和 年 月 日
(建築物環境衛生管理技術者氏名)●● ●●